教育保育施設 (保育園・こども園・幼稚園等) 放課後児童クラブ 児童館等 子どもの居場所

施設長及び保護者 各位

石垣市長 中 山 義 隆 〔公 印 省 略〕

感染再拡大防止と社会経済活動を維持するための対策期間の対処方針について(通知)

日頃から新型コロナウイルスの感染拡大防止についてご協力を頂き深く感謝申し上げます。 令和4年4月1日以降の新型コロナウイルス感染症対策について、沖縄県対処方針(令和4年 3月24日付沖縄県新型コロナウイルス感染症対策本部決定)が示されましたことにより、本市 における対処方針を下記の内容といたします。

つきましては、教育保育施設等の施設長及び保護者の皆様におかれましては、引き続きご理解 ご協力くださいますようお願いいたします。

記

- 1 通知における適用期間 令和4年4月1日(金)から当分の間とする。
- 2 保育施設等の運営について
 - (1) 通常運営となる公立施設 公立保育所、公立幼稚園、公立認定こども園、預かり保育、放課後児童クラブ、ファ ミリーサポートセンター、子どもホッ!とステーション
 - (2) 運営時間短縮となる公立施設 こどもセンター、とのすく児童館、こっこ一ま:館内消毒のため 12 時から 14 時の間 は利用停止とする。
 - (3) 保護者等が参加する保育行事(例:おゆうぎ会、発表会など、多くの人が集まるイベント)については、場所や時間、開催方法等について十分配慮すること
 - (4) 上記公立施設以外の民間教育保育施設においては、当通知による趣旨をご理解いただき、施設運営の指針として取り扱って頂きますようお願いします。
- 3 家庭における健康観察の徹底

園児に風邪症状(発熱、鼻水、咳、嘔吐、下痢、倦怠感等)がみられるときや、同居の家族に風邪症状がみられるときは、症状が改善するまで家庭保育をお願いします。

また、登園時や登園後に風邪症状がみられた場合にも同様の取扱いとし、症状が改善するまで自宅で休養し、必要に応じて病院での診察をお願いします。

- 4 園児及び保護者※の郡外渡航について(※園児と同行する保護者の場合のみ)
 - (1) 郡外渡航は原則自粛として、急を要しやむを得ない郡外渡航となる場合は、事前に 保育所(園)へ旅行届(別添様式1) を提出してください。

- (2) 郡外渡航後は、帰島後の3日目迄に確実に PCR 検査又は抗原検査を受けるようにして下さい。沖縄県が実施する PCR検査一般無料検査をご活用ください。また、検査結果がでるまでは家庭保育として、「陰性」が判定された後に登園(利用)して下さい。
- (3) 帰島後(帰島日を1日目)から2週間は健康観察を徹底し、園児及び同居する家族の者に発熱や咳、体調不良等がある場合は症状が改善するまで家庭保育をお願いします。

5 濃厚接触者の特定について

- (1) 沖縄県の通知から<u>保健所等による濃厚接触者の特定は行わないとしているため、</u>PCR 検査の対象者は、<u>下記の全てを満たす</u>場合の幅広い<u>接触者を検査対象</u>としますので、症状に応じて各検査機関にて PCR 検査を行って下さい。
 - i 陽性者が教育保育機関関係者(幼児・保育施設従事者も含む)の場合
 - ii 当該陽性者が感染可能期間**1に登園・出勤等しており接触があった者
 - ※1 当該陽性者に症状が<u>ある</u>場合:最初に症状が出た日の2日前から 当該陽性者に症状がない場合:陽性確定に係る検査を受けた日の2日前から
- (2) 濃厚接触者等の待機期間については、これまで7日間待機となってましたが、今後は、7日間待機措置は無しとします。ただし、下記の症状の有無に応じて、登園・出勤の自粛、各検査機関にてPCR検査を受けてください。
 - i 接触者が無症状の方(接触から3日目に検査を行う)
 - ・検査センターにて PCR 検査を受けてください。(4月28日まで無料)
 - ・検査結果「陰性」が出るまでは、登園・出勤は自粛してください。ただし、外出制 限の必要はありません。
 - ii 接触者が有症状の方
 - ・症状がある期間は、登園・出勤は自粛してください。
 - ・教育保育施設等は、有症状のある接触者を把握し、接触者リストを【子育て支援課】 に提出し、検査日が決まり次第かりゆし病院にて PCR 検査を受けてください。
 - ・検査結果「陰性」が出るまでは自宅待機としてください。

6 その他

- (1) 上記1~5の取り扱いについては、今後、新型コロナウイルスの急速な拡大の兆候等 があれば措置の強化を行います。
- (2) 家庭内に濃厚接触者(親兄弟など)がいる場合、その家庭内の園児・児童は登園(利用)停止とする。ただし、当該濃厚接触者が PCR 検査で「陰性」と判定された場合は、当園(利用)可とする。
- (3) 国や県の方針等によっては、今回の取扱いを変更する場合があります。

保護者の皆さま、施設関係者には、大変ご苦労・ご不便をおかけしますが、皆さまの生命・健康、暮らしを守るため、引き続きのご協力をお願いいたします。

旅 行 届

年 月 日

施設名:

園長 様

 施設名

 氏 名

 保護者名
 印

私は、郡外に移動した場合の<u>感染予防対策(注意事項)を遵守し</u>、下記のとおり、旅行します。

記

1 旅 行 期 間

令和 年 月 日

令和 年 月 日 (日間)

- 2 旅 行 先
- 3 旅 行 の 理 由
- 4 滞在場所(連絡先)
- 5 行動(移動)計画
- 6 備 考

旅 行 届

年 月 日

施設名:

園長 様

施設名

氏 名 印

私は、郡外に移動した場合の<u>感染予防対策 (注意事項) を遵守し</u>、下記のとおり、旅行します。

記

1 旅 行 期 間

令和 年 月 日

令和 年 月 日 (日間)

- 2 旅 行 先
- 3 旅 行 の 理 由
- 4 滞在場所(連絡先)
- 5 行動(移動)計画
- 6 備 考